

2018年11月6日

各位

株式会社電通九州 鹿児島支社
株式会社セイムトゥー 九州営業所

不正行為の判明について

この度、株式会社電通九州 鹿児島支社が受託した業務に携わっていた、株式会社セイムトゥー 九州営業所の社員（当時）による不正行為が判明いたしました。

当該業務は、（１）「第４回かごしまの風と光とナポリ祭」（会期：2018年5月3日・4日、以下「ナポリ祭」）、（２）「鹿児島マラソン2018」（開催：2018年3月4日、以下「鹿児島マラソン」）の２件です。

各イベントの主催者である実行委員会様をはじめ、協賛各社様、後援各社様、鹿児島市様、市民の皆様および関係各位様に、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

記

1. 概要

（１）「ナポリ祭」では、その開催に際し、実行委員会から業務委託を受けた株式会社電通九州鹿児島支社の協力会社である株式会社セイムトゥー 九州営業所の社員（当時）が、2017年8月から2018年8月までに、実行委員会名義の口座から計56回、総額19,378,188円（手数料含む）の不正な出金を行い、着服しておりました。

（２）同様に、「鹿児島マラソン」では、2018年1月から2018年3月までに、当該社員（当時）がセイムトゥー名義の口座（協賛費の一部を管理する口座）から計25回、総額1,422,540円（手数料含む）を着服しておりました。

なお当該社員（当時）は、2017年8月から2018年3月にかけて、株式会社電通九州鹿児島支社に出向しておりました。

本年8月10日に当該社員（当時）本人による申し出を受け、株式会社セイムトゥー 九州営業所による社内調査および弁護士事務所による外部調査を実施したところ、これらの個人不正のすべてが事実であることが確認されました。

2. 弁済について

「ナポリ祭」については、同実行委員会に対して、株式会社セイムトゥー 九州営業所が全額を補填しております。現在同社は当該社員（当時）に対する民事刑事の法的責任について検討中であります。

「鹿児島マラソン」については、当該社員（当時）が自ら弁済しておりましたので、実損はない状況にあります。

3. 関係者への届出

調査結果を受け、関係先の方々には当該社員（当時）による不正についてご報告しております。

4. 原因について

支払業務を円滑に進めるため、通帳とキャッシュカードの両方を当該社員（当時）に管理させており、チェック体制に不備がありました。なお、当該社員（当時）は、それぞれの口座から上記金額のすべてを単独で着服し、金銭は遊興費、生活費に使ったと話しております。

5. 関係者の処分および再発防止策について

上記不正を理由に、株式会社セイムトゥー 九州営業所は当該社員（当時）を懲戒免職処分にしております。また、管理・監督体制の不備による責任の観点から、株式会社電通九州の幹部3名と株式会社セイムトゥーの幹部4名に厳正な社内処分を行います。

今後2社は、事務取扱いルールに不備があったことを十分認識した上でこれを見直すとともに、確認・監督プロセスを強化するなど再発防止の徹底を図り、信頼回復に向けて取り組んでまいります。

以 上

【報道関係者様による問い合わせ先】

株式会社電通九州 鹿児島支社 総務課	099-223-6366 (TEL)
	099-222-5352 (FAX)
株式会社セイムトゥー 九州営業所	092-707-0222 (TEL)
	092-707-0223 (FAX)